



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	教育保障における「私立学校」の役割：中国農民工子弟学校と在日ブラジル人学校の比較(fulltext)
Author(s)	李,紅実; 渋谷,英章
Citation	東京学芸大学紀要. 総合教育科学系, 66(1): 39-53
Issue Date	2015-02-27
URL	http://hdl.handle.net/2309/137790
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

教育保障における「私立学校」の役割

—— 中国農民工子弟学校と在日ブラジル人学校の比較 ——

李 紅 実*・渋谷 英 章**

学校教育学分野

(2014年9月30日受理)

はじめに

1948年の「世界人権宣言」が教育への権利を掲げて以来、全ての人に教育権利を保障することは国際的な教育政策の主な課題とされてきている。1990年3月、タイのジョムティエンで開かれた「万人のための教育（EFA）世界会議」においては基礎教育の普遍化が国際的教育課題とされ、90年代には、初等教育機会の拡大が推進された。さらに、教育機会の普及のみでは初等教育の普遍化という目標達成は困難であると認識され、2000年のダカール行動枠組みでは、質の高い初等教育の保障が掲げられた。このようにEFAの達成を目指して積極的な取り組みが行われている一方、経済の発展を背景に人口の移動が促進され、それに伴う同伴子女の教育保障が新たな課題として生じている。すなわち、父母の出稼ぎに伴った子どもたちは、移動先においても質の高い教育の保障が実現されているかの問題である。

その一例として取り上げられるのが中国の農村から都市へ出稼ぎに出た労働者（通称、「農民工」）と同伴している子女（通称、「農民工子女」）の教育機会が移動先の都市部において十分に保障されていない問題である。中国では基礎教育段階においては、戸籍制度¹に基づいて各地方行政が当該地域の戸籍を持つ子どもの教育に責任を持つようになっている。すなわち、基礎教育段階において教育を受ける権利は戸籍所在地に限られているため、移動先においては当該地域の戸籍を持っていない農民工子女が公立学校へ就学することは厳しく制限されていた²。このような状況で、公立

学校へ就学できない農民工子女に教育機会を提供するために発足されたのが民間教育機構の農民工子弟学校である。農民工子弟学校は発足された初期段階から単に教育機会を提供しただけではなく、就学する農民工子女および保護者の状況に合わせた取り組みなど質的な側面の保障にも力を入れて取り組んできた。なぜならば、農民工子女は移動先の戸籍を持っている子どもたちとは異なる学習環境に置かれており、異なるニーズを持っているからである。

日本においても在日ブラジル人子女の教育問題およびブラジル人学校の問題が人口の移動に伴って生じている。1990年の「出入国管理及び難民認定法」の在留資格の再編により、「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が付与され、日系人の入国が容易になったことがある。当初は、一時滞在による就労を目的に来日するものが中心であったが、暫時、定住化の傾向が強まり、同伴する子どもたちの教育も大きな課題として浮上した。

在日ブラジル人子女の教育問題やブラジル人学校に関しては、これまで日本国内で行われてきた先行研究を通して基本的な状況を把握することが可能である³。ただし、農民工子女のケースから見られるように人口の移動に伴って生じる同伴子女の教育問題は日本だけに限られているのではなく、教育学上普遍的に存在する課題である。したがって、前述した農民工子女の事例と比較検討することを通して、在日ブラジル人子女が抱えている問題をより明確にし、その上、父母の出稼ぎに伴った子どもたちが移動先において抱えている共通問題を導くことが可能である。

* 東京学芸大学・研究員

** 東京学芸大学（184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1）

在日ブラジル人学校の問題も同じく、今まで行われてきた学校の状況紹介や役割に関する研究⁴を踏まえ、中国の農民工子弟学校の事例と比較検討することで、公立学校の外で発展されている「私立学校」⁵が教育保障に果たす役割をより明らかにすることが可能である。そこで、本研究では近年基礎教育段階における民営化の動向が顕著である中国の事例を中心に、在日ブラジル人子女の問題を比較検討し、人口の移動に伴う教育の問題およびその教育問題の解決を、単に教育機会の提供だけではなく質的側面を含めた教育保障という視点から分析し、「私立学校」が果たす役割を明らかにすることを課題とする。なお、教育の質に関しては、教育環境の整備と就学者のニーズへの対応という2つの側面から検討する。具体的には①発足された背景 ②法的位置づけ ③運営状況 ④就学者および保護者のニーズに合わせた取り組みなどの項目を比較検討し、父母の出稼ぎに同伴される子どもたちの教育保障における「私立学校」の役割を明らかにする。

1. 移動先の子どもたちとは異なる就学環境とニーズ —農民工子女と在日ブラジル人子女に共通する問題

中国では1980年代後半以降、農村から都市へ出稼ぎに出る農民工の数が急増するようになった。2000年の人口センサスで既に1億人を超えていることが分かる。一方、日本においては「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、南米日系人（ブラジル、ペルー人）が就労のため多く来日するようになった。前者は国内での移動であり、後者は国境を超えた国際移動であるという相違点はあるものの、移動を促した背景および移動先で彼らが置かれている状況や抱えている問題には共通点が見られる。まず、経済の発展に伴う労働力に対する受け入れる側の需要、就職機会やより高い給料を求める労働力提供側の需要が相俟って労働力の移動を促したという共通な背景がある。次に、移動の形態を見ると、最初は単身赴任で一時滞在による就労という形から子どもの面倒を見るなどの要因から子どもまでを帯同する移動になっている。さらに、移動の際には親戚、同じ出身地の知人というネットワークを通して仕事先に関する情報が共有され、移動先では同じ背景をもつ出稼ぎ者が集中して滞在する傾向が共通にみられる⁶。最後に、移動先の住民および彼らの子女とは異なる環境に置かれており、特に教育面では異なるニーズを持っている共通点がある。以下では3つの側面から具体的な状況を検討してみる。

1. 1 移動先で置かれている社会的立場

まず、中国の社会を見ると、広大な国土に多様な民族が共存し、地域や民族によって使われている方言、文化や習慣は異なっている。その上、長年戸籍制度が実施されてきた結果、都市と農村は「二元化社会」で発展されてきた。当時の社会の発展の必要に応じて、農村から都市への移動が制限されただけではなく、医療、教育や社会福祉など様々な面において異なる政策が実施されてきた。そのため、都市の人は農村出身者の農民工を田舎者と扱い、農民工は移動先の都市部でカルチャーショックや差別を感じることが多い。

同様に、在日ブラジル人の場合にも、定住権を持って就労の制限がない日系人を含め多数はポルトガル語が母語であり、日本語のレベルは低い。もちろん日本の文化にも慣れていない。そのため日本の社会にはなじみにくく、同じ出身地の人が集中して暮らす傾向が強い。一方、いわゆる単一民族と称されている日本において、外国人は「外人」と呼ばれ、排他的な風潮が強いと言われている。

このように、農民工であれ、在日ブラジル人であれ、移動先の社会で周辺的な位置に置かれている共通点が見られる。さらに、このような大人同士の人間関係は子どもたちの交友関係にも影響を与え、移動先の家庭との交流、子ども同士の交流がほとんどない状態になっている。結果、公立学校就学への就学に対する移動先の保護者の反対、就学した児童生徒に対する教員の理解および対応の不足、子ども同士のコミュニケーションの断絶やいじめなどマイナスな影響を及ぼすことになる。

1. 2 保護者の就業環境と経済状況

移動先における出稼ぎ労働者の就業環境や経済状況は、移動先の一般住民に比べて劣っている。低学歴、言語の制限、移動先に関する情報不足などが主な原因と考えられる。

まず、従事している職種をみると、肉体単純労働や3K（汚い、きつい、危険な）仕事を中心の建築業、商業やサービス業に従事することが多い。中国の上海に流入している農民工は、製造業、建築業とサービス業に従事している比率が一番高く、それぞれ25.5%、19.5%と13.9%を占める。北京に流入している農民工は、建築業に従事している比率が一番高く、全体の約27.6%を占めている。2004年統計によれば、第二次産業労働者の58%は農民工だという。特に製造業は68%、建築業においては80%を占めている。第三次産業においても52%が農民工である⁷。

一方、ブラジル人の殆どは非正規労働者である。厚生労働省の「外国人雇用状況報告書」によれば、中部5県の外国人労働者は合計13.6万人で、そのうち5.7万人が直接雇用として、また、7.9万人が派遣・請負などの間接雇用として就労している。80%以上の外国人労働者は製造業の組み立て・加工や建設現場の直接作業に従事している⁸。日系ブラジル人は転職率が極めて高いと多くの調査が指摘している。その理由は、そもそもの契約期間が短期であり、派遣する会社の業務内容は転職を強いるなどの要因がある。こうした派遣会社に登録している在日ブラジル人の場合、派遣社員あるいは請負社員としていくつかの職場を転々することになる⁹。

次に、就労時間が長いのも一つの特徴である。2000年に行われた第5回人口センサスによると、都市に出ている農民工の1日の平均就労時間は9時間を越えて、さらに、週に1回も休みがない場合も多い。このような職業の特徴は、子どもの世話をする、特に学習面での指導を行うことにおいて時間的な制限があるということである。在日ブラジル人の場合も、朝から晩まで働くケースが多く、父母が共働きの家庭が多い。予備知識も少なくブラジルを立ち、来日してからはかなりの部分が派遣会社での仕事となる。雇用は企業の都合に合わせて提供され、組合や社会保険の後ろたてもなく不安定なものである。また、収入増が目的であるため、少しでも給料の良いところに移動していく。ブラジル人労働者の多くは、派遣会社に生活を丸ごと世話してもらいながら働いており、彼らを用いる企業にとって安く、使いやすい労働力となる。彼らがつく仕事はきびしい労働条件で日本人労働者がなかなか確保できない職場であることが多い。貯金金額を増やすため、残業はできるだけ多くする。朝早くから夜遅くまでの長時間労働や、夜間勤務など家族と接触する時間が少ない。仕事の内容は派遣業者の配分に従って次々の代わり、技能が蓄積されることなく、従って昇給の幅も小さい。重要な仕事を任されず、不況になれば真っ先に解雇される。生活状況の不安定さは子どもの教育にマイナスの影響を与える。

最後に、ハードな就労環境とは対照に収入や福利の面は厳しい。都市部で働いている農民工には、「同工不同酬（同じ仕事をして、同じ報酬ではない）」の問題が生じている。安価な農民工を受け入れる都市企業は、農民工の賃金水準を最低限まで切り詰めた上、残業代もカットするなど、雇用コストの削減に力を入れている。農民工はたとえ都市労働者と同じ職場において同じ仕事に従事しているとしても、賃金収入はは

るかに低い場合が多い¹⁰。北京市内の農民工に対して行った調査によると、一般市民の一人当たり年間可処分所得が13883元であることに對し、農年民工家庭1人当たり年間可処分所得は7400元（53%）しかない。上海の場合、農民工家庭1人当たり年間可処分所得が5600元であることに對し、一般市民は14,876元である¹¹。

日本で就労するブラジル人労働者の所得についての一般的な調査資料は無いが、岐阜県の国際交流センターのアンケートで、岐阜県下の350人のブラジル人より138人の回答を得た調査資料がある。限られた地位のサンプリングのデータであり、あくまでも参考資料であるが、税込みで、年収300万円以上の世帯も38%近く見受けられるものの、年収300万円以下の世帯が62%以上を占めており、また全体の30%世帯は年収200万円以下のアンケート結果であった。この調査で回答しなかった60%ブラジル人の世帯はさらに低収入とも推定される¹²。

出稼ぎ者は経済条件の改善を目的として移動したため、就労に費やす時間が多くなる。このような就労環境および経済状況は子どもの家庭教育や学校教育への投資に影響を与えられ考えられる。

1. 3 子どもたちの学習面での問題

学習面では、移出先と移動先の教育環境から生じる問題および家庭教育の問題など二つの側面がある。まず、移出先と移動先の教育環境が異なることから、移動先の公立学校に就学したとしても適応の問題が存在する。中国の場合、沿岸部と内陸部、都市と農村の教育格差は大きい。農民工の出身地のほとんどは基礎教育の普及が遅れている地域であることに對し、出稼ぎ先の都市部は九年制義務教育の普及が最も早く実現されている地域が多い。15歳以上の農村人口が教育を受ける年数は平均で7年足らず、都市の平均水準より約3年間短いという。農村部の全労働力人口のうち、大学以上の専門教育を受けた者は僅か1%未満で都市部と比べ13%も低く、全国の合計8,500万人の非識字者のうちの約75%は中西部の農村地域に集中している。このような状況から、農民工子女は移動先の子女に比べ、学習の基礎が弱いなどの問題がある。さらに、前述した都市と農村の二元化発展の中、農民工子女が方言を使っていることから都市部の子どもたちからかわれることやいじめを受けることがある。なによりも公立学校の高い費用は収入が少ない農民工家庭には大きな負担になっている。

一方、在日ブラジル人子女の場合、ブラジルと日本

の教育制度や学校文化が大きく異なる。例えば、ブラジル国内の学校のほとんどが午前か午後の半日制をとっていることに対し、日本は朝から学校に行き給食を食べて午後にも授業があり、部活をして夕方になって家に帰ってくるというシステムになっている。さらに、掃除当番、服装などに関する規則、学年差による上下関係などブラジル国内とは異なる日本の学校文化に馴染みにくいところが多い。このようなことから、農村から都市の学校へ転校した農民工子女、ブラジル国内の学校から日本の公立学校へ転学したブラジル人子女の中には、公立学校へ就学したものの勉強についていけない、公立学校の文化に馴染まないなどの問題生じ、不登校になってしまう場合がある。

もう一つ、家庭教育をみると、前述したように出稼ぎの家庭の場合、父母ともに就労に費やす時間が多く、子どもと共にいられる時間、学習を指導する時間が限られている場合が多い。保護者会など学校の行事に参加することも時間の制限を受けており、結果、学校や教師とのコミュニケーションがうまく取れないことが多い。特に、在日ブラジル人の場合、日本語のレベルが低いこと、さらに親自身が日本の学校文化に馴染みがないため、子どもの学習指導ができない場合がある。

このように、異なる文化背景を持つ子どもたちは教育の面でも異なるニーズを持つことがある。そのため、単に学校という容器に入れるだけが教育の保障ではない。彼らのニーズを把握し、そのニーズに積極的に応えることを通して継続的な就学、確かな学力など質的な側面までを保障することが求められる。

2. 農民工子弟学校の発足および発展状況

2. 1 農民工子弟学校が発足された背景

2002年、国務院婦女児童工作委員会事務室と中国児童センターが共同で、財政部と国連児童基金会の資金援助を受けて流動児童の生活状況に対する大規模な調査が行われた。この調査は1年間の時間をかけて、北京、深圳、武漢など9つの大都市の流動児童12000人と保護者7800人を対象に行われたものである。その結果、満6歳の児童のうち46.9%が就学していないことがわかった。さらに、就学年齢オーバーという現状が深刻で、満9歳になる児童の20%近くが小学校1、2年生として学校に通っている。満13歳、14歳になってもまだ小学校に在籍している児童が占める割合はそれぞれ31%と10%である¹³。

1986年に公布された「中華人民共和国義務教育

法」¹⁴では、「基礎教育段階については、国務院の指導の下で、地方政府が責任を負い、行政レベル別に管理すること」(原文:「国務院指導下、地方負責、分級管理」と制定され、学齢期の児童・生徒は戸籍の所在地で就学することが原則となっていた。同法規によれば、農民工が就労している移動先の政府には、当該地域の戸籍を所持していない農民工子女への教育保障に関する責任がないということになる。一方、戸籍の所在地の政府にとっても、当該地域の管轄から離れた農民工子女は自ら教育を受ける権利を放棄したことになり、彼らに対する追跡の責任もないということになる。その結果、農民工子女の教育に対する政府の責任はいわゆる「空白地帯」になっていた。

その後、1992年に公布された「中華人民共和国義務教育法実施条例」により、戸籍所在地を離れた地域で教育を受けるためには、移動先の児童・生徒が払う学雑費以外に借読費という費用を支払う「借読制度」を利用することが可能になった¹⁵。ただし、「借読制度」を利用するためには、各種の証明書類を提出することも求められているが、具体的に徴収される借読費の基準や必要とされる証明書の種類は移動先の行政側および公立学校側の権限で決められていた。この時期、当該地域の戸籍を所持している子女に対する教育保障が、各政府の責任であるという基本的な原則が変わっていないこと、また、農民工子女への積極的な対応により、当該地域に農民工子女が集中して増加することを懸念し、借読費の徴収額を高くしたり、公立学校へ就学するための条件を厳しく制定したりした¹⁶。一方、都市で就労している農民工の殆どは所定された書類を提出することができなかったこと、さらに借読費を負担できない低所得の家庭が多かったことから、借読制度を利用して公立学校へ就学できたのは一部の家庭であり、殆どの農民工子女への教育機会が保障されないという問題が生じた。

農民工たちの意識に関して実施された調査によると、豊かさを求め農村から流出するものは、都市において自分の子どもたちに教育を受けさせることにより社会的上昇移動を試みているという¹⁷。しかし、上述した社会的諸制度から生じる農民工子女の義務教育機会に関する制約により、都市の公立校に入学することができない農民工子女が多数存在していた。このような状況に対処し、公立学校に就学できない農民工子女に教育機会を提供しようと、農民工たちが自らの力で始められたのが民間教育機構としての農民工子弟学校である。

この種の学校は迅速な発展を成し遂げた。簡潔な就

学書類、安い費用に加えて、スクールバスによる送迎など、農民工の家庭を対象にした柔軟な学校の運営方法は、殆どの農民工から高く評価され、農民工子弟学校の数は急速に増加した。ただし、同種の学校が移動先の行政側の認可を受けていない不法的な存在であること、施設・設備や校舎の安全性など就学環境の面で問題があることから憂慮の声もあった¹⁸。

2. 2 法的位置づけ

ほぼすべての農民工子弟学校は、学校開校時に移動先の人民政府および教育委員会に対し学校運営の申請をしておらず必要な諸手続きを経していないため、政府としても存在のすべてを把握できていない状況であった。そのため確認が可能な範囲ではあるが、北京市では1993年に無認可の農民工子弟学校が始めて創立され、1997年には、その数は前年度に比べ2倍以上に拡大した¹⁹。農民工子弟学校は正式に認められておらず、取締りを受け強制的に学校を閉鎖させられたケースも多かった。こうして、学校運営を強制停止させられても、場所を換え、倒産し閉鎖された工場の跡地などを安価で借り、農民工子弟学校の運営を継続してきた。

ただし、2003年、国務院が教育部などの6省庁を代表し、「都市で就労する農民工子女の義務教育事業を一層立派に行うことに関する意見」²⁰（以下「2003年の意見」とする）が公布されたことを契機に、農民工子弟学校の法的位置づけや就学環境に大きな変化が生じた。同法規には、3つの側面から農民工子女への教育保障に関する実施の原則や方法が示されている。まず、農民工子女への教育保障に関する責任を移動先政府が持つということを明確にし、当該地域の状況に合わせて具体的な対策を講じること、また、公立学校への就学促進に加えて、受け入れた農民工子女に対して、彼らの状況に合わせた対応を行うという「公立学校を中心」とした教育の保障を実施すること²¹、そして、農民工子弟学校を民営教育の枠組みに入れ管理を行い、設備や教員などの就学環境を公立学校並みに整備すること、が示された。つまり、「2003年の意見」においては、農民工子女への教育保障に関して、就学機会の提供、加えて就学環境の整備、農民工子女のニーズに合わせた対応という2つの側面で質的な保証に関しての課題が示されている。

このような政策が公布された背景には、農民工は社会の安定、農村と都市部の経済発展に関わる重要な課題であるという認識が強まったことが挙げられる。政府が都市で就労している農民工に対する戸籍制度によ

る様々な制限を緩和し、就労や生活面での諸権利を保障していく中で、彼らが最も高い関心を持つ同伴している子どもたちの教育問題を解決する必要性があった。もう一つの理由として、都市部において就学機会が保障されていない農民工子女は新たな非識字者になり、都市の内部で新たな格差を作り出すことはもちろん、全国において九年制の義務教育を普及しようとする国の教育目標の実現を妨げる要因となってしまうことに対する行政側の憂慮が考えられる。ただし、教育を保障するために、政府だけの財政負担には限界がある中国の実情から、民間の力量を生かす必要性は、農民工子女の問題を解決する際にも同様にあった。さらに、長年にわたって農民工子女に教育機会を提供してきたことも、農民工子弟学校の存在を無視できなくなった一つの理由として考えられる。

「2003年の意見」の公布によって、農民工子弟学校は不法な無認可学校から認可を受けた合法的な学校と制度上の位置づけが変わり、就学環境も大きく改善されるようになった。中国で農民工子女の数がもっとも多く、教育問題が顕著な地域の代表になっている上海市の場合、翌年の2004年から農民工子弟学校に関する一連の法規が公布された²²。上海市行政部門が制定した法規を時系列的に比較検討してみると、基本的な施設・設備などのハードウェアの面だけではなく、カリキュラムや教材等のソフトウェアまで管理の範囲を広げ、就学環境を改善して農民工子弟学校を公立学校並みのレベルまで引き上げようとする方針がはっきり示されている。具体的には、上海市内の公立学校と同様に「5.4制」の学制、上海版教材の使用など、ハード面だけではなくソフトの面においても「公立学校化」される現象が見られる²³。

市の方針に対し、基礎教育段階の教育に直接に責任を持つ下位の県レベル行政側は、県内の農民工および農民工子女の数や分布状況、公立学校の受け入れ可能性などを検討し具体的な対応策を公布している。例えば、市の中心部に位置している長寧区の場合、すべての農民工子弟学校を閉鎖し、在籍していた農民工子女を公立学校へ就学させる政策をとった。このような取り組みの背景には、区内の農民工子女の数が比較的になかったこと、少子化に伴って当該地域の戸籍を持つ子どもたちの数が減少していたことから、区内の公立学校に農民工子女を受け入れる受容力があつたからである。一方、上海市内で農民工子女の数がもっとも多い浦東新区は、農民工子弟学校の存続を認める方針をとっている。そのための管理の強化、財政面での支援も同時に行われている。農民工子弟学校は財政面で

の支援を受けることになり、施設・設備だけではなく教員のレベル（学歴や資格）もアップされ、就学環境面での質が大きく改善されている。

このように、2003年以降、農民工子弟学校の中には出稼ぎの移動先の行政側による認可を受ける学校の数が増え、不法な教育機構から行政側の認可を受けた「私立学校」に発展した。法的位置づけの変化に伴って施設設備のハード面だけではなくソフト面での就学環境も改善され、多様は形態に発展されていることが見られる。

2. 3 農民工子弟学校の運営状況

農民工子弟学校の設立者及び経営者は、元々農民工である場合が多い。農民工として都市部へ出稼ぎに出た者が、家庭教師の形式で公立学校へ行けない農民工子女に識字教育を中心とした活動を始めたことが、次第にその規模が大きくなり、学校設立に至るケースが多い。そのため、小学校がもっとも多く、その学生たちが進学する需要に合わせて中学校まで設置されている学校も少なくない。

まず、学校の運営資金や施設・設備を見ると、発足された初期には設置者による投資、就学している児童生徒から徴収した授業料でほぼすべての運営が賄われた。結果、机と椅子、黒板など教学の為の最低限の設備だけを備え、体育・音楽などの授業を行うための設備などは揃えていない学校が多数であった。しかし、前述したように「2003年の意見」が公布された後、農民工子弟学校に対する管理と支持が強化され、認可された学校の数も増加し、行政側の財政支援を受けるようになった学校が増えた。さらに、農民工子女の教育問題や農民工子弟学校の存在が知られるようになったことに伴って、企業など社会からの寄付も増え、教室の数やパソコンなど教学に必要な施設・設備などが大きく改善されている。

次に、教職員は同じ農民工出身者が多く、教員が資格を持っていないことや教員研修がほとんど行われていないことなどが初期段階には普遍的に存在する問題であった。さらに、給料が低く、医療などの福利条件が良くないことから、教員の流動性は高かった。しかし、このような状況は、前述した中央政府における「2003年の意見」が公布・実施された後、特に行政側の認可を受けた学校を中心に大きく改善されるようになった。例えば、上海市内の浦東新区内の農民工子弟学校に対する調査によると、教師全員が資格を持ち、定期的に区の委託を受けている民間の教育機構により校長や設置者に対する学校運営に関する指導、教員に

対する教授方法などの訓練を受けていることが分かった²⁴。

最後に、上海など一部の地域を除き、ほぼすべての農民工子弟学校では教育大綱（日本の学習指導要領に相当）に従って全国统一教材を使用してきた。中国では旧来の「一綱一本（大綱が一つで教科書も一つ）」から「一綱多本（大綱が一つ教科書は複数）」に変わり、さらに、2001年のカリキュラム改革が行われ、地域によって使用される教材やカリキュラムが異なっている。特に、上海や北京など沿海都市部を中心に、独自の教材開発が行われている。それに対し、農民工の出身地の農村部では基本的に従来の人民出版社で出版された全国统一教材が使用されていた。現段階でも、高校および大学入試は戸籍所在地で受けることが基本的な原則になっていることを考慮すると、継続的な就学のためには戸籍所在地と同様の教材を使用することが農民工子女にはメリットがある。

2. 4 農民工子女の状況に合わせた工夫

農民工子弟学校の設置者、教師、就学者など三者とも出身地を離れた移動者であるという共通な背景を持っているし、学校でも出身地と同じ教材の使用など適応しやすい就学環境が提供されている。さらに、学校が農民工集中地域に設立されているため、登校距離が近いというメリットも持っている。それ以外にも、公立学校への就学に比較して以下のようなメリットがある。

まず、公立学校への就学とは異なって、必要な書類が少なく手続きが簡潔である。さらに、入学に関して流動性にあわせて随時入学が可能となっている。公立学校では年度始まりに、学年ごとに生徒募集人数を設定するために、学期途中の転入・転出は非常に難しい。一方、農民工子弟学校では、移動性の高い農民工の生活の特徴を考慮し、簡単に転入・転出できる配慮がなされている。特に、多くの農民工が建築現場で就労しているが、建築業の特徴上、一つの仕事が終われば、その地域もしくはその都市自体を離れて新しい仕事を探すために移動しなければならない。親の移動に伴って、農民工子女も流動を余儀なくされるが、農民工子弟学校に転学する場合、学期途中での転入・転出が容易なために、途中で退学・休学をせずに済む。これは、流動性の高い農民工子女にとって大きな利点である。

次に、学費が安いという特長がある。農民工子女の移動の初期、上海の場合、農民工子弟学校に入学する場合毎学期の費用は教科書代と学費を含めて約360～

400元である。さらに、公立学校で借読するためには学期ごとに約2000元必要であった。それに対し、農民工子弟学校の方は、費用の支払い方法も多様であり、柔軟性がある。例えば、学期ごとに一括で300元を支払う、もしくは毎月60元の分割払いも可能である。しかも、移動性が高く、収入が低い農民工の要求を考慮し、転学する際、徴収した費用の剰余を返金する学校も少なくない。

最後に、共働きという状況に合わせて登下校時間の調整、送り迎えが厳しいことを考慮したスクールバスによるサービスなどが行われている。一部寄宿制を取る学校もある。保護者の生活の特徴に合わせて様々な便宜をはかる学校も増えている。農民工は早朝から遅い時間まで働く場合が多いため、子どもたちが始業前の午前六時に登校し、放課後午後八時まで在校することを許可する学校もある。子どもたちは、放課後に学校で宿題や予習等の学習をすることができる。農民工子女の都市部における生活環境に対する調査によると、自宅では適切な学習環境が整っていない家庭が多いため、学校が学習環境を提供することは保護者にとっても農民工子女にとっても大きな利点と言える。農民工子女の家庭における学習環境に対する調査によると、家庭に学習専用の机がある子どもは43.2%、食卓で勉強する子どもが35.3%、小さな椅子を机として勉強する子どもが8.7%、タンスを使用する子どもが6.9%、ベットの上で勉強する子どもが5.0%である。狭い居住空間で、来客があれば、学習空間はもちろん休憩する場所まで無くなる農民工子女の家庭も少なくない²⁵。

各地域による農民工子弟学校の就学環境にはばらつきはあるものの、その就学環境は大きく改善され、多様な発展形式が見られる。農民工子弟学校はその名のとおりに、農民工子女を対象とした学校であるため、在学しているのは価値観、生活環境などの面で類似している農民工子女である。そのため、都市部の公立学校で都市部の生徒の中に混在するのと比べ、生徒間の交流は容易であり、親しい友人を作りやすいメリットがある。特に、農村部で生まれてある程度成長してから都市部に移り住んだ農民工子女にとっては、生活環境が全く異なる都市部の生徒が主体の公立学校に入学するよりも、農民工子弟学校へ入学した方が都市の生活に適応しやすいと考えられる。

3. 在日ブラジル人学校の発足および発展状況

3. 1 在日ブラジル人学校が設立された背景

1990年を境にブラジル人子女を始めとする「ニュー

カマー」の子どもたちが急増し、日本における外国人児童生徒の教育問題が顕著に現れた。この問題に対し、文部科学省は1991年に「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況などに関する調査」を開始し、1994年から「外国人子女等指導協力者派遣」事業も始まり、翌年には外国人児童生徒の母語ができる人材を「外国人子女等指導者」として採用し始めた²⁶。さらに、2003年、「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知—公立の義務教育所学校への受入れ推進を中心として—」が通知され、「就学の案内などの徹底」「就学援助制度の周知的確化」「日本語指導体制が整備された学校への受け入れ推進」の方針が示された²⁷。このような公立学校への就学推進に加え、「児童生徒支援加配」と呼ばれる外国人児童生徒数が多い学校への教員の加配措置が行われ、就学した児童生徒がスムーズに適應できるような措置も取り組んできた。経費は、教員給与負担の原則に従い、国（文科省）と地方（都道府県）が1対2の割合で負担する²⁸。このほか、日本語の初期指導の教材開発やJSL（Japanese as a second language）カリキュラムの研究開発に加え、日本語指導教員の講習、連絡協議会の実施等を行ってきた²⁹。さらに、リーマン・ショック後急増した不就学・不登校子女の救済のため³⁰、日本政府は2009年から3年間（予算37億円）の緊急プロジェクトとして、これら子ども達が日本の公立学校へ円滑に転入出来るように日本語教育を中心とした「虹の架け橋教室」委託事業を公募し、地域社会との交流の機会も増やす成果をあげている³¹。このように一連の取り組みを通しては在日ブラジル子女の公立学校への就学が進まれた。

ただし、在日ブラジル人の教育保障に関しては以下の二つの問題が存在した。一つは、外国人児童生徒の義務教育については、「日本国内に居住するものであっても、その者が外国人である限り、その子を小・中学校などに就学させる義務は生じない」とされている³²。各自治体が日本国籍の子どもの保護者に対して就学通知書を出すことは法的義務であるが、外国籍の子どもの保護者に対しては、通知を出す義務はない。そのため、就学案内の仕方や説明方法などは各自治体に任されている³³。さらに、通知書で使用される言語の問題もあり、日本語が読めない保護者への対応が十分に行われていない場合もある。加えて、日本国籍の子どもとは異なって、保護者が就学手続きをしない限り、外国人の子どもは日本の公立小学校へ通うことができないのである³⁴。

もう一つ、公立学校へ入学後、学校に適應できず不

登校となる児童生徒も少なくない。まずは、日本語の問題である。文部科学省が2008年度に行った、公立小・中・高等学校における日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況についての調査結果によると、公立小・中・高等学校、中等教育学校および特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は28575人で、前回から12.5%増加している。母語別では、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占め、中でもポルトガル語使用者が占める割合がもっとも高いとされている³⁵。このような言語問題以外にも、小学校における適応問題としては、文化や生活習慣の違いに加え、本国の学校システムとの違いや教師との関係が異なること、言語面では母語を忘れるスピードが速いため親とのコミュニケーションに影響を及ぼすこと、などがあげられる。また、中学校における適応問題としては、学習内容の難易度や学校の規則の厳しさ、友人関係では女子生徒がグループを作る中で仲間はずれにされるほか、コミュニケーションの難しさからいじめにあうこと、などがある³⁶。

このような背景から、ブラジル人学校に対する需要が増え、この種の学校への就学を選択する家庭数が増加するようになった。日本において初めてブラジル人学校が設立された時期は概ね1995年頃である。当初は、日本の学校に通いながらポルトガル語などを学ぶという補助的な教育機関としての役割にとどまっていた。しかし、1999年になると、ブラジル本国で数多くの学校を展開する大手私立学校グループにより、日本校の設置計画が進められた。そこでは、完全にブラジルの教科書・カリキュラムに沿って教育が行われ、ブラジル教育省の認可も取得し、ブラジル本国の教育との接続が制度的に保障されている。最近では、日系人ではなく日本人が経営する学校も、各地で徐々に登場し始めている。ブラジル人学校の存在により、在日ブラジル人青少年の教育選択肢は拡大された。実際、2000年末に14校だったブラジル人学校は2007年10月で90校を越え、就学者数もそれに合わせて増加している。

3. 2 法的位置づけ

ブラジル政府の海外校認可が行われるようになったのは、2000年2月に日本のブラジル学校6校を対象になされたのが初めてである。静岡県に事務所がある日本ブラジル学校協議会³⁷の2006年10月のデータによると、ポルトガル語での教育を行う学校は日本全国で97校存在する。2006年12月まで、そのうち49校は

ブラジル政府によってブラジル国内の学校の卒業生と同様の資格授与が認められた「認可校」である。「認可校」とは日本におけるブラジル学校が「学校」として認可されているのではなく、「その卒業証明書がブラジル全土で有効である」と認められた学校である。2008年の、リーマン・ショックの影響で家族の帰国或いは不登校・不就学などで半減したため、経営不振となり3割近くが閉校せざるを得ず70校前後に減少し、2013年の時点で確認できるブラジル教育省認可の学校は44校である³⁸。

日本の教育制度において、ブラジル学校は、普通教育を行っているにもかかわらず、ほとんどの学校は「私塾」として位置づけられており、公的な支援が受けられないでいる。教育機関であれば受けられる免税措置もないので、学校運営上の経済的な負担が大きい。さらに、施設の確保も問題である。現在運営されている学校のほとんどは運動場など子どもが遊ぶスペースがないので、体育の時間には市営や民営の体育館やプールなどへ移動しなくてはならず、その点でも時間的、事務的、経済的な負担が大きい。また、学校ではないため理科の授業に必要な薬品の入手が難しく、教科授業が十分にできない場合もある。

日本の学校教育法では、文部科学省の学習指導要領に沿ったカリキュラムで検定教科書を使用し日本の教員資格取得者が教えるのが一般の国公立校であり、これが「一条校」と呼ばれている。外国人学校の多くは、独自のカリキュラムを採用しているし、保護者は子どもたちが求める言語教育を保障する必要もあって、「一条校」の認可を受けるのはかなり難しい。そこで、各種学校としての認可を受けるという選択肢が朝鮮学校によって切り開かれてきたのだが、従来、その認可の条件さえ非常に厳しかった。しかし、ここ数年その条件の緩和が静岡県から始まり、2004年にペルー人学校、そして2006年11月には岐阜県（HIRO学園）、2007年1月には愛知県（カンチーチョ・ブラジレイロ）、同年3には静岡県（エスコラ・フジ）でブラジル学校が各種学校として認可を受ける例が出てきた。

各種学校に認可が得られれば、即座にではないが、生徒は通学定期券を購入できるようになる。さらに、スポーツ大会などにも出場する機会が広がるのは子どもたちにとって大きなチャンスである。各種学校の認可が得られた学校は、月謝にかかっていた消費税や固定資産税が免除されるほか、自治体から補助金が支給されることになる。ただし、各種学校認可校の有無、受けられる補助金の額には地域差がある。その理由

は、特に、施設・設備の所有と運用財産の保有の二点について都道府県により各種学校の認可条件が異なるからである。

ブラジル学校のうち19校が、2003年までに日本の文部科学省によって、「11年間の初等・中等教育修了後に1年間、準備教育課程として指定されたコースを持っている日本語教育機関で学ぶこと」という条件付きではあるものの、日本の国立大学の受験資格を得られる学校として指定を受けた。1年間の日本語学校での教育が条件とされたのは、ブラジルの義務教育期間が初等教育8年、中等教育3年の合計11年間とされていたためである。文科省は日本語義務教育期間と同様の12年間の学校教育の修了を求めており、そのために考案されたのがこのような条件であった。ところがその後、ブラジルの教育法が変更され、従来は義務教育に含まれていなかった6歳児の就学前教育の1年間が義務教育期間に参入されることになった。この新制度によって、ブラジル本国の全学校は、従来のシステムを初等教育9年（小学校5年と中学校4年）と中等教育3年（高等学校）に切り替えて、そのためのカリキュラム変更を行うことを義務付けられた。各学校の事情を考慮して2010年までという猶予期間が設けられたが、すでに多くの学校は9年生の初等教育を導入している。ブラジル国内の変改に対し、日本におけるブラジル学校もすばやく対応を始めた。

各種学校認可校以外のブラジル学校は、日本の学校教育法上の位置づけのない「私塾（民間教育施設）」扱いとされている。したがって、①ブラジル政府認可校であり各種学校認可校、②ブラジル学校政府認可校であるが各種学校無認可校、③ブラジル政府認可申請中校および無認可校の三つに区分することが可能である。

3. 3 在日ブラジル人学校の運営状況

ブラジル人学校といっても、その設立の経緯や規模、教育内容は、本国ブラジルの学校と同じくさまざまである。託児所から学校に発展したものもあれば、親を雇用する派遣会社、または教会の資金によって経営されている学校や、ブラジル本国の私立学校グループが日本に分校を新設したものもある。経営体制も私塾や個人経営、非営利団体など様々である。

ブラジル人学校の多くは就学前教育課程、初等教育課程を有しており、中等教育課程の開設も増加している。学校の規模については生徒数が数十名の学校から百名を越える学校まで様々である。学校運営に必要な資金は、主に授業料から賄われている。一部の自治体

を除き、行政からの援助や税の優遇措置は受けて異なるため、月謝は高く、学校によっては異なるものの、平均2万5千円から4万円であり、ほかに昼食代、送迎料などが加算される。

ブラジル人学校の授業はポルトガル語で行われ、教科書はブラジルから取り寄せていることが多い。カリキュラムは学校によって異なるが、基本的にはブラジルの教育関連法規に準拠している。日本語或いは日本文化教育は、在日ブラジル人学校がブラジル教育省から認可される条件の一つとなっているが、授業時数や教育内容は学校に一任されている。従って、日本語の授業に関しては学校によってばらつきがあり、週に1時間のみという学校もある。

教員に関しては、学校経営者が教員採用のためにブラジルに出向く場合もあるが、日本で現地での採用が基本である。ブラジルの教員資格を持つ者も出稼ぎ労働者として数多く来日しているため、それが可能となっている。しかしながら、必要な教員不足により専門外の課程や教科を担当している例が少なくない。教員は年度途中に近隣のブラジル人学校に転職したり帰国したりすることもあり、質の高い教員を安定的に確保することはどこの学校でも大きな課題となっている。教職員として採用されたものも、現実的な問題として学校が不安定な環境で不安定な雇用しか提供できないのであれば、生活がかかっている以上、状況によっては、給与の面でより良い条件の仕事を選択して学校を離れてしまうことになる。また、必要な教員研修を定期的にも実施することも難しく、教職員の質的向上があまり望めない点も大きな課題である。この状況を改善するために、2009年7月から東海大学とブラジル・マツグロソ連邦大学が提携し、「遠隔教育による在日ブラジル人教育者向け教員養成講座」が開催された。コースを修了すると、ブラジルでも有効な就学前教育課程から小学校4年生までを教えられる資格を取得することができる³⁹。

日本語の教員については、ブラジル人、日本人などさまざまであるが、優秀な教員の確保とその定着が大きな課題となっている。ブラジル人集中地域では日本の小・中学校でもバイリンガル保障教員などの需要があるため、ブラジル人学校の日本語教員が自治体からよりよい条件を提示されて転職したケースもある。

3. 4 就学者および保護者のニーズ合わせた対応

子どもの学校選択に保護者の影響力は絶対的であるといっても過言ではない。そこで、保護者がブラジル人学校を選択するもっとも大きな理由は、ポルトガル

語の習得である。このようにポルトガル語を身に付けることは、将来帰国後の継続的な学習だけではなく、親子がコミュニケーションをうまくとるために言語の壁をなくすこと、ブラジル人としてのアイデンティティを維持する、などの理由がある。さらに、文化や言語の違いから日本の学校に対し不安を持っている保護者にとって、ポルトガル語で授業が行われ、カリキュラムも教材もブラジル国内と同じものが使われており、何よりも同じ背景を持っている出稼ぎにきたブラジル人教師の存在は通学しやすい印象を与え、選択の対象になると考えられる。さらに、保護者の不安的な就労形態に対応し、保護者の就労時間に応じた放課後学習の開講、スクールバスなどによる送迎を行っている点が挙げられる。

一方、就学している子どもにとっても、同じ出身のクラスメートと教師は馴染みやすいと思われる。さらに、洋服や飾りなどに対する厳しい制限もない。日本の義務教育においては、ほぼ自動的に次年度に進級できるが、諸外国の多くは一定の学習到達基準が要求される。父母の仕事の都合に合わせて移動する中、就学が継続されることもあるが、日本の学校の年齢相応の学年に編入されると未修学年が生じてしまう。その結果、学力的についていくことは困難になる。また、逆に日本語の理解力を考慮し下の学年に編入すると、その後日本語が上達したとしても年齢相応の学年には入らない。どちらの場合も就学意欲をなくし、不登校になる可能性も起きる。このような状況に対し、ブラジル人学校は就学に必要な手続きなどは簡単であり、ブラジル国内のシステムと同様に子どもたちがブラジル人学校に転入する際にはポルトガル語力をもとに編入学年が決められることが多い。

日本の公教育がブラジル人保護者や子どもたちのニーズに十分には応えることができていないという状況の存在であろう。ブラジル学校とう選択肢がなければ、子どもたちの教育環境をめぐってはるかに深刻な状況が生み出されるであろうことを想像させる。

終わりに

父母の就労に伴う移動によって出身地とは異なる環境で教育を受けることになっている農民工子女と在日ブラジル人子女は、社会および個人的な要因から移動先では周辺の立場に置かれており、教育に関しても移動先の従来の子どものたちとは異なる問題を抱えている。つまり、公立学校へ就学したとしても適応できず不登校になってしまうといったような質的な側面が保

障されていない問題が生じている。このようなことから、対象の子どもへの教育保障は学校という容器に入れることだけではなく、彼らのニーズを把握し、そのニーズに応える質的な側面までを保障すべきであると言える。

上記の点を踏まえ、公立学校の外で発展されてきた農民工子弟学校と在日ブラジル人学校が教育保障に果たす役割を比較検討した結果、以下の4点が明らかになった。一番目、農民工子弟学校は公立学校へ就学できない子どもたちに教育機会を提供する目的で設立された。ところがその後、農民工子女の教育保障に対する行政側の政策方針が変化し、公立学校への門が大きく開かれている中でも、農民工子弟学校への就学を選択する農民工子女は少なくない。一方、在日ブラジル人学校は、公立学校における教育機会が提供されているなか、あえて同種学校へ就学しようとする就学者側のニーズに合わせて発展された。つまり、就学する学校を選択する際、施設や設備などハードの面だけではなく、就学者側のニーズに合わせた柔軟な対応が行われているかどうかも重要な要素である。

二番目、法的位置づけから見ると、移動先の行政側から「学校」という認可を受けずに発展したという共通点が見られる。そのため、行政側の財政面での支持も受けず、農民工子弟学校はしばしば閉鎖の対象にもなった。その後、移動してきた子どもの教育に対する行政側の認識の変化、「私立学校」が教育保障に果たす役割などが注目され、法的位置づけに変化が生じた。その結果、農民工子弟学校は認可を受け、私立学校の範疇に入れて管理されるようになり、ブラジル人学校は各種学校と認可を受けようになつた。法的位置づけの変化に伴って、行政側による管理も支持も強化され、施設設備などハード面での学習環境が大きく改善されたのは勿論、合法性が認められ信頼性も増す効果がある。一つ異なる点は、在日ブラジル人学校を卒業しても大学入試に参加する資格がある一方で、中国では農民工子弟学校は主に中学校までになっており、一部の地域を除いて大学への進学のためには戸籍所在地に戻ることが基本的な原則になっている。つまり、農民工子弟学校主に義務教育段階における教育保障に限定されている。

三番目、学校の運営状況を比較すると、学校の設置者や教員、就学している児童生徒は移動先に出稼ぎにきた若しくは同伴されたという共通な文化背景を持っており、使用されている教材やカリキュラムも出身地と統一性を保つようになつており、将来帰国・帰郷を前提にする子どもが継続的に就学するには有利な状況

である。さらに、行政側の管理や学校自身の発展の中で、多様なパターンに発展されていることも共通に見られる。ただし、在日ブラジル人学校の場合、公立学校が無償であることに比べると授業料が高い。それに対し、中国の農民工子弟学校は安いのが大きな特徴であり、経済的に裕福層を対象にした従来の「貴族学校」とは異なって、貧困層の子どもの多様な需要を満たす、私立学校の新たな発展の可能性を示した。

四番目、就学者のニーズに合わせた様々な取り組みが行われている。父母の就労時間に合わせて登下校の時間調整するなど、公立学校では対応しにくい部分においても柔軟な取り組みが行われている。このような部分の対応が公立学校への就学の門が開かれている中でも「私立学校」を選択する大きな理由である。

一方、「私立学校」が抱えている共通な課題も明らかになった。一つは、移動先のホスト社会に対する理解を深めようとする就学者および保護者のニーズにより充実に応える必要性がある点である。出稼ぎ労働者は帰国・帰郷を前提にする場合も多いが、実際移動先に定住し、子どもたちも就職まで続くケースが少なくない。そのために、言語力、人間関係作りなど移動先との連携性を保つ必要性がある。もう一つ、公立学校と競争の中で生き残るためには、校舎など施設設備の改善、質の高い教員の安定的な確保、継続的に就学者のニーズを把握して対応すること、およびこのような取り組みに必要な財政確保と行政側の支持が求められる。

本研究では、教育の保障における「私立学校」の役割を中心に検討した。しかし、異なる文化背景を持つ子女の増加、「私立学校」の発展は行政側および公立学校側の対応にも変化をもたらさずである。本研究の成果を踏まえ、父母の移動に伴った子どもたちの教育保障における行政側および公立学校側の対策や課題などを明らかにすることは今後の研究課題とする。

注

- 1 中国では1958年に「中華人民共和国戸籍条例」が公布されて以来、教育を含めた社会の諸制度は戸籍制度を基盤としている。
- 2 公立学校へ就学するためには、行政側が定めた各種の証明書の提出、移動先の戸籍を持つ子どもたちが支払う学雑費以外の別途費用の支払いなど厳しい条件がつけられており、殆どの農民工子女は就学できない状態に置かれていた。

- 3 例えば、以下のような研究・文献が挙げられる。
 - ・小内透 「在日ブラジル人の教育と保育の変容—トランスナショナルな移動と定住—」 御茶の書房, 2009
 - ・小島祥美 「ブラジル学校の現状と課題を考える」『国際移動と教育—東アジアと欧米諸国の国際移民をめぐる現状と課題』『グローバル化の中で生きるとは—日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし—』上智大学 2011年10月
 - ・三田村徳美・山崎瑞紀 「日系ブラジル人親子が抱える教育面での問題」東京都市大学横浜キャンパス情報メディアジャーナル 第14号 2013.4
- 4 例えば、以下のような研究・文献が挙げられる。
 - ・拝野寿美子 「在日ブラジル人学校の機能に関する一考察—N校の事例」『国際教育評論』第2号, p 20-36, 2005
 - ・Lilian Terumi HATANO 「外国人学校・民族学校: 社会正義を考える—日本におけるブラジル学校の事例を通して—」立命館言語文化研究19巻4号, p 61-72, 2008
 - ・川川優子 「滋賀における在日ブラジル人学校の教育—BAU学園の事例から—」滋賀大学大学院教育学研究家論文集, 第12号, p 137-147, 2009
 - ・上原陽子 「日系ブラジル人の子どもにおける学習権」『社会学論集』Vol.15, 2010
- 5 農民工子弟学校の場合、発足された当初は無認可の民間教育機構であったものの、行政側の認可を受けることに伴って、私立学校の範疇に入れて管理される正規の学校として位置づけられるようになっていく。一方、ブラジル人学校の場合、日本の教育制度において「一条校」ではなく、各種学校として位置づけられている。このように農民工子弟学校と在日ブラジル人学校は、法制度上の位置づけは違うものの、親の移動に伴った子どもたちを対象に教育を提供し、政府の公立学校の外で発展されてきたという共通点があることから、本研究ではまとめて「私立学校」と表記する。
- 6 高嘉陵の「人口遷移流動与社会分析」によると、出稼ぎの情報源は42.7%が親縁関係から、23.1%が地縁関係からくる。出稼ぎに出る方法を見ると、同村村民に連れられた場合が51.2%、親戚の紹介が14.6%、家族の紹介が8.5%である。出稼ぎ先での就職方法を見ても、主に親戚や同郷者の紹介で就職している。(高嘉陵「人口遷移流動与社会分析」『中国人口流動方式与途径』社会科学文献出版社, 2001)
- 7 藤村幸義 「中国『調和社会』実現への課題—中国に労働力不足時代はやって来るか」『東亜』No.466 4月号, 2006
- 8 『外国人児童生徒の教育保障の構築に向けて』社団法人中

- 部経済連合会, p 2, 2006
- 9 2008年の統計によると, 過去1年間の入離職の状況は, 入職者が136,643人, 離職者が99,125人であり, それぞれ直接雇用外国人労働者数全体の61.3%, 44.5%であり, 非常に頻繁な入離職となっている。(厚生労働省のホームページを参考
http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/03/h0312-1.html)
- 10 石曉紅「中国都市における特殊な階層—「農民工」—戸籍制度と社会保障制度からのアプローチ」『現代社会文化研究第34号』p188, 2005年
- 11 南亮進・牧野文夫・羅歆鎮「民校子弟学校と民工の子弟教育」『中国の教育と経済発展』東洋経済新報社, p 187-188, 2008
- 12 『外国人児童生徒の教育保障の構築に向けて』社団法人中部経済連合会, p 3, 2006,
- 13 2002年行われた「中国九城市流動児童状況調査研究報告」の結果。中国教育和科研計算機ネット
http://www.edu.cn/20040217/3099123.shtmlから取得)
- 14 第六届全国人民代表大会第四次会議「中華人民共和國義務教育法」1986年4月12日
- 15 国家教育委員会「中華人民共和國義務教育法実施細則」1992年3月14日
- 16 例えば, 上海市の場合, 公立学校へ借読するためには「八証」と呼ばれる8つの証明書類が必要であった。さらに, 一部の学校は借読費以外にも, 賛助費という名目で保護者から費用を徴収したり, 学校に必要な設備(コンピューター, エアコンなど)の購入を求めたりした。
- 17 李強「影響中国城鄉流動人工的推力与拉因素分析」『中国社会科学』1月号, 中国社会科学院, 2003
- 18 劉翠蓮・李太彬・李軍『太陽将同様燦爛—上海市西區部分民校子弟学校的調查研究』華東師範大学, 1997。山口真美「『民工子弟学校』—上海における『民工』子女教育問題」『中国研究月報』2000。韓嘉玲「城市辺縁群體教育問題研究—北京市流動兒童義務教育狀況調查報告」李培林他『農民工—中国進城農民工的經濟社会分析』社会科学文献出版社, 2003, などの先行研究では, 農民工子弟学校の施設設備や安全面での問題, 教員の資格など就学環境の問題が指摘されている。
- 19 李培林『農民工—中国進城農民工的經濟社会分析』の中, 韓嘉玲「城市辺縁群體教育問題研究—北京市流動兒童義務教育調查報告」, 2003
- 20 国务院転發教育部・中央編弁・公安部・發展改革委員会・財政部・労働保障部「関与做好進城務工就業農民工子女義務教育工作意見」2003
- 21 「2003年の意見」が公布され, 農民工子女を受け入れる各地方政府は当該地域の具体的な状況(例えば, 地域内の農民工子女の数や分布状況, 公立学校の受容可能性など)に合わせ積極的に取り組んだ結果, 公立学校への就学率は大きく改善された。ただし, このように公立学校への門が開かれている中でも, 農民工子弟学校は存続されている。主な理由は, 公立学校へ就学後の適応問題, それに対応する農民工子弟学校側の柔軟な対応にあるといわれている。
- 22 2003年以降, 上海市政府は一連の法規を制定・公布し, 農民工子弟学校に対する管理を強化している。具体的には以下のような法規があげられる。上海市教育委員会, 市編集委員会, 市公安局, 市發展改革委員会, 市財政局, 市労働保障局, 市衛生局「上海市人民弁公室転發市教育委員会等七部門関与切実作好進城務工就業農民子女義務教育工作意見的通知」2004, 上海市教育委員会「上海市教育委員会における上海市の農民工子女の義務教育活動を一層立派に行うことに関する意見」2008, 上海市教育委員会「関与進一步加強本市以接収進城務工就業農民子女為学校管理工作的意見」2004, 上海市教育委員会「関与2008年市政府実事項目完成60所農民工子女小学校弁学施設改造併納入民弁教育管理的實施意見」2008, 上海市教育委員会「関与加強以招收農民工同住子女為主的民弁小学規範管理的若干意見」2010, など。
- 23 上海市は2010年まで中学校段階においてはすべての農民工子女を公立学校へ就学させることを目標としている((上海市教育委員会「上海市教育委員会における上海市の農民工子女の義務教育活動を一層立派に行うことに関する意見」)。従って, 上海版の教材を使うことは上海で義務教育修了する子女のニーズには合う取り組みである。
- 24 2010年9月9日~10日, 区内の農民工子弟学校2校に対する訪問調査を行って得られた情報
- 25 韓嘉玲「縮小差距: 中国教育政策的重大課題」転型期中国重大教育政策案例研究課題組(全国十五規画国家重点課題) 人民教育出版社, 2005
- 26 この調査は日系人を含む外国人の滞りが増加し, これら外国人に同伴される子どもが増加したことを契機に1991年度から調査を開始したものである。なお, 「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは, 日本語で日常会話が十分にできてはいても学年相当の学習言語が不足し, 学習活動への参加に支障が生じており, 日本語指導が必要な児童生徒を指す。1991年から1999年まで隔年, 2000年から毎年実施している。
- 27 総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyuu/gyosei_031008_2.html
- 28 文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020401002/t20020401002.html

- 29 外国人児童生徒の日本語指導について、その初期指導から教科学習につながる段階を支援するため、学校教育におけるJSL（第二言語としての日本語）カリキュラムを開発（文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm）
- 30 2007年末に32万人に達した在日ブラジル人は、2008年後半のリーマン・ショックの影響を受けて、派遣切りによる失業などで約2割が帰国したといわれ、2010年には23万人に減少した（法務省在留外国人統計）。保護者の失業による家計への打撃は子どもの就学にも大きな影響を及び、不登校・不就学の数が増えるようになった。
- 31 「虹の架け橋教室」とは文部科学省の支援事業で、経済的な理由・いじめや学習不振などの理由により、不登校・不登校となっている義務教育年齢の子どもを一時的に受け入れ、学習の場を提供し、学校へ復帰できる架け橋となる目的で開講されている教室を指す。
- 32 外国人児童生徒が、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本国籍の児童生徒と同様に無償で受け入れており、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。ただし、「義務教育への就学義務はない」となっているために、就学への対応や手続きが日本国籍児童生徒とは異なる部分がある。（文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm）
- 33 咲間まり子編『多文化保育・教育論』みらい、p52-56、2014
- 34 保護者は初めに居住する市区町村の外国人登録窓口や教育委員会に行って、子どもの小学校、中学校への入学希望を伝え、手続きを行うこと。日本人児童には不要な「外国人就学願」などの書類が必要とされる場合がある。文部科学省ホームページを参照
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/013.pdf
- 35 文部科学省ホームページを参照
<http://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/clarinet/003/001/012>
- 36 詳しくは朝倉隆司「日系ブラジル人児童生徒における日本での生活適応とストレス症状の関連—愛知県下2市の公立小・中学校における調査から」『学校保健研究』46巻6号、2005年
- 37 2011年に任意団体からNPO法人化登録をした。目的は「在日ブラジル人等の子弟を主な対象としその健全な育成」であり、その目的のために「在日ブラジル学校等に対して良好な運営及びその教職員の能力向上のための助言や支援を行い」「日本とブラジル等の文化交流や情報提供により相互理解を深め、在日ブラジル人等の子弟の国際理解を向上させる」などと定款に書かれた。
- 38 2010年の文科省調査によると、生徒数は4,700人である。ブラジル教育省の認可を受けたブラジル人学校の数は、駐日ブラジル人大使館のホームページを参照。
<http://www.brasemb.or.jp/culture/study.php>
- 39 名古屋国際教育センターホームページを参照
<http://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/nicnews/archives/1749>

参考文献

- ・小内透『在日ブラジル人の教育と保育—群馬県太田・大泉地区を事例として—』明石書店、2003
- ・中島智子「公教育における外国人学校の位置づけに関する試論—私立学校であり民族学校であるということ—」ブール学院大学研究紀要 第44号、p 117-131、2004
- ・吉田多美子「外国人子女の教育問題—南米系外国人を中心に—」『人口減少社会の外国人問題』国立国会図書館、2008
- ・佐藤郡衛『異文化間教育—文化間移動と子どもの教育—』明石書店、2010
- ・拝野寿美子『ブラジル人学校の子どもたち「日本かぶらじるか」を越えて』ナカニシヤ出版、2010
- ・三田千代子『グローバル化の中で生きるとは—日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし—』上智大学、2011
- ・江原裕美『国際移動と教育—東アジアと欧米諸国の国際移民をめぐる現状と課題』明石書店、2011

教育保障における「私立学校」の役割

—— 中国農民工子弟学校と在日ブラジル人学校の比較 ——

The Role of “Private School” on Education Assurance:

Comparison of Nong-min-gong children’s Schools and Brazilian Schools

李 紅 実*・渋谷 英 章**

Hongshi LI and Hideaki SHIBUYA

学校教育学分野

Abstract

Many similarities are seen in the educational issue of Nong-min-gong children and Brazilian children, like education problem occurring with movement of the work force, correspondence of the administration side and the public school, development of “private school” installed aside from the public school, etc. It is possible to make a comparative study to the educational assurance to a child with different educational needs, development of the “private school” which is installed in order to meet their needs, etc. The Nong-min-gong children school launched in order to provide with an education opportunity to Nong-min-gong Children who cannot enter to a public school showed the possibility of new development of “private school” which fulfills the various demand of the poor’s children instead of the conventional “aristocrat school” for rich layer economically. This research aims to show the possibility of the development of the “private school” in basic education in terms of not only opportunity but also quality of education, focusing on how Brazilian schools fulfill the various needs of the children in schools.

Keywords: education assurance, “private school”, Nong-min-gong children’s schools, Brazilian schools

Department of School Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 労働力の移動に伴って生じる子どもの教育問題、彼らを受け入れる行政側や公立学校側の対応、さらに、公立学校以外に設置された「私立学校」の発展など、中国の農民工子女と在日ブラジル人の子どもの教育問題には多くの類似点が見られる。移動先の従来の子どもたちとは異なる教育ニーズを持つ子女への教育保障、さらに、彼らのニーズに応えるために設置された「私立学校」の発展などに対し比較研究することは可能である。公立学校へ就学できない農民工子女に教育機会を提供するために発足された農民工子弟学校は、経済的に裕福層を対象にした従来「貴族学校」ではなく、貧困層の子どもの多様な需要を満たす、「私立学校」の新たな発展の可能性を示した。それに対し、ブラジル人学校は、就学者の多様なニーズにどのように応えているのか、その可能性と限界を明らかにし、基礎教育段階における私立学校の発展の可能性を、機会だけでは

* Researcher of Tokyo Gakugei University

** Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

なく、質を伴った教育権利の保障という視点から比較検討することを研究の課題とする。

キーワード: 教育保障, 「私立学校」, 農民工子弟学校, 在日ブラジル人学校